

令和5年度 市・県民税申告受け付け・相談日程表

本年度も、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告受け付け・相談日程を一部変更します。

※申告受け付け会場内の密集を避けるため、申告資料をお預かりして申告書控えと一緒に後日返送するという対応を取ることがあります。できるかぎり郵送・電子申告による申告書の提出をお願いします。(申告方法に関する詳細は、市報2月号に掲載します)

※大雪などの悪天候により、日程に変更が生じる場合があります。

※混雑緩和のため、受け付け地区を指定させていただきますが、指定日に来られない方は、以下のご都合の良い日程・会場をご利用ください。また、イベントなどの開催状況により、駐車場が混み合う場合がありますので、ご了承ください。

市民税課市民税担当 ☎ 22-2209
 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
 吉田 ☎ 77-1113
 大滝 ☎ 55-0101
 荒川 ☎ 54-2111

秩父地区 (※地区公民館では申告受け付けをしませんのでご注意ください)		
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)	
とき	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(木)	市民会館2階 第1会議室 ・ 第2会議室 ※市役所本庁舎の正面玄関からお入りください。	久那地区
2/17(金)		宮本・大沼・八幡・巴
2/20(月)		栄・旭・浦山
2/21(火)		上山田・中山田・下山田
2/22(水)		上寺尾・蒔田・田村・栃谷本・栃谷
2/24(金)		中寺尾・下寺尾・定峰
2/27(月)		太田・伊古田・品沢・堀切・小柱
2/28(火)		上黒谷・下黒谷
3/1(水)		諏訪
3/2(木)		宮崎・大野原
3/3(金)		桜木町・金室町・柳田町・阿保町
3/6(月)		大畑町・滝の上町・上宮地町
3/7(火)		中宮地町・下宮地町・相生町・別所
3/8(水)		東町・道生町・近戸町・永田町
3/9(木)		本町・中村町
3/10(金)	野坂町・熊木町・宮側町・番場町・上野町	
3/13(月)	日野田町・上町・中町	
3/14(火)	該当日に都合のつかない方	
3/15(水)		

吉田地区		
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)	
とき	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(木)	吉田総合支所	吉田阿熊
2/17(金)		吉田久長 (久長上)
2/20(月)		吉田久長 (久長元・藤頼)
2/21(火)		下吉田 (取方)
2/22(水)		下吉田 (桜井)
2/24(金)		下吉田 (本町・上町・仲町)
2/27(月)		下吉田 (新志・藤沢・関小暮)
2/28(火)		下吉田 (新田原)
3/1(水)		下吉田 (上野釜の上赤柴・橋倉)
3/2(木)		下吉田 (布里田中・矢畑)
3/3(金)		下吉田 (井上)
3/6(月)		下吉田 (椋本)
3/7(火)		下吉田 (椋本)・吉田石間・吉田太田部
3/8(水)		上吉田 (塚越・明ヶ平)
3/9(木)		上吉田 (小川・女形)
3/10(金)	上吉田 (中島・千鹿谷・久形・女部田・大波見・小川戸)	
3/13(月)	上吉田 (石間戸・大棚部・宮戸)	
3/14(火)	該当日に都合のつかない方	
3/15(水)		

大滝地区		
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)	
とき	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(木)	大滝総合支所	予約制 (☎55-0101) 該当日に都合のつかない方
2/17(金)		
2/20(月)		※予約がない場合、長くお待ちいただくことがあります。
2/21(火)		
2/22(水)		三十槌区、大久保区、二瀬区、三峰区
2/24(金)		強石区、大輪区、神岡区
2/27(月)		巢場区、大血川区、大達原区、落合区
2/28(火)		麻生区、寺井区、上中尾区、栃本区、川又区
3/1(水)		鶉平区、小双里区
3/2(木)		該当日に都合のつかない方
3/3(金)		
3/6(月)		
3/7(火)		
3/8(水)		
3/9(木)		
3/10(金)		
3/13(月)		
3/14(火)		
3/15(水)		

荒川地区		
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)	
とき	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(木)	荒川総合支所	名水久那 (久那)
2/17(金)		石原 (下石原・上石原2区)
2/20(月)		石原 (上石原1区・上石原3区・上田野北県住)
2/21(火)		若御子 (栃久保・船川)
2/22(水)		若御子 (糺屋)
2/24(金)		若御子 (越・上田野県住)
2/27(月)		上田野 (事上・上半縄)
2/28(火)		上田野 (下半縄)
3/1(水)		上田野 (坂口)
3/2(木)		荒川日野 (芦川・寺沢)
3/3(金)		荒川日野 (下日野)
3/6(月)		荒川中央 (大塚・松葉・小野原・鷲ノ巣・柴原・皆谷原住宅)
3/7(火)		下白久 (豆原原・橋場・原)
3/8(水)		上白久 (青梅・上サ)
3/9(木)		上白久 (中野・白久住宅)
3/10(金)	日向 (上平・反平・下郷・上郷)	
3/13(月)	贅川 (猪鼻・町分・古池・大指)	
3/14(火)	該当日に都合のつかない方	
3/15(水)		

令和5年度 市・県民税申告受け付け

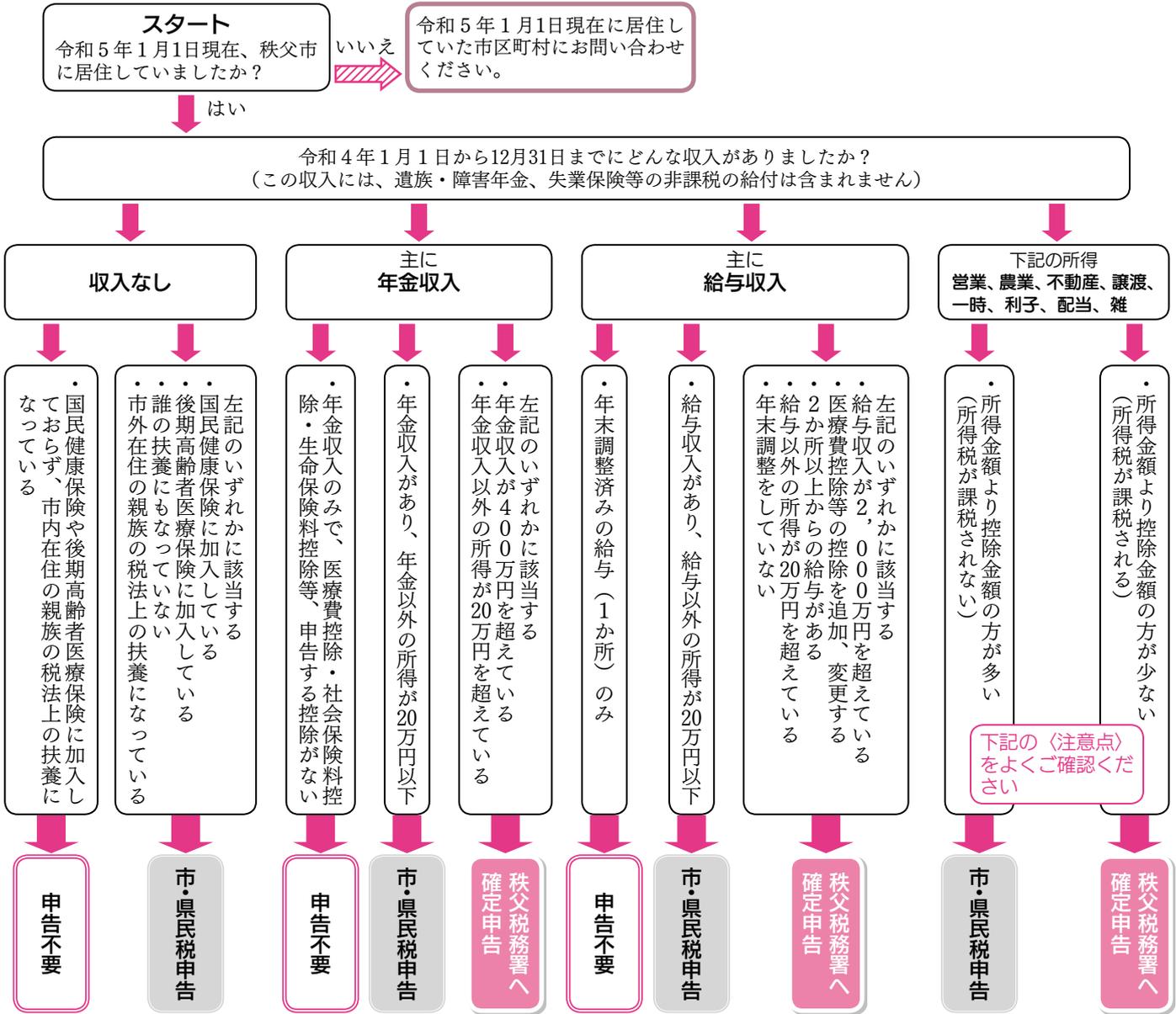
申告準備を
お忘れなく！



この申告は、令和5年度の市・県民税（個人住民税）を算定するための基礎資料となります。
また、市・県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請等の各種手続きに必要となりますので、以下のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

〈申告受付期間〉 2月16日(木)～3月15日(水)

わたしは申告が必要？市・県民税申告フローチャート



〈注意点〉このフローチャートは、一般的な例を示しています。土地建物・株式等の所得、青色申告、損失の繰越申告、住宅借入金等特別控除等の住宅関連控除（初年度）、外国税額控除の確定申告や消費税、贈与税、相続税の申告については、秩父税務署へ相談・申告してください。また、控除額が所得より大きい場合は、市・県民税の申告のみとなる場合があります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、公的年金等のうち外国で支払われる年金など源泉徴収の対象とならないものについては、公的年金の収入が400万円以下であっても、確定申告が必要です。

また、**確定申告が不要の方でも、公的年金以外の所得がある場合や、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させる場合には、市・県民税の申告が必要です。**

問 市民税課 市民税担当 ☎ 22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所 市民福祉課 吉田 ☎ 77-1113 大滝 ☎ 55-0101 荒川 ☎ 54-2111

税の申告に使えます！ 社会保険料控除のご案内

令和4年中に納めた国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や市・県民税の申告等で「社会保険料控除」の一部として使用できます。なお、申告の際には次の書類が必要ですので、事前の準備をお願いします。

●申告の際に必要な書類

対 象	必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税を納めた方 介護保険料を納めた方のうちで65歳以上の方 後期高齢者医療保険料を納めた方 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金から特別徴収（天引き）されている方（本人のみ）： 年金保険者から送付される源泉徴収票 ※1月下旬に送付 ○納入通知書で納付の方（負担者）：各個人で保管している領収書 ○口座振替で納付の方（負担者）：市から送付される口座振替分の納付済通知書 ※1月下旬に送付

年金から特別徴収（天引き）されている以外の方で、1年間の納付額が不明の場合、市が発行する保険料（税）の証明書が確定申告などに利用できます。原則、本人または同一世帯の方（代理人の場合は委任状などが必要）が、次の窓口で申請してください。

●市で発行できる証明書

証明書の種別	申請する窓口
①国民健康保険税納付額確認書	収納課（本庁舎1階13番窓口）☎22-2210 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎77-1113 大滝☎55-0863 荒川☎54-2115
②介護保険料納付額確認書	高齢者介護課（本庁舎1階7番窓口）☎25-5205 ※介護保険被保険者証を持参してください。 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0865 荒川☎54-2111
③後期高齢者医療保険料納付証明書	保険年金課（本庁舎1階2番窓口）☎25-5201 ※後期高齢者医療保険証を持参してください。 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0863 荒川☎54-2395

※①～③の証明書は、事情により窓口での申請が難しい場合、電話申請によりご自宅への郵送も可能ですが、発送は後日となります。

税についての作文・税に関する中学生の標語入賞作品を展示中

秩父地区納税貯蓄組合連合会、秩父郡市租税教育推進協議会および秩父税務署では、税の関心を高め正しい知識を深めることを目的として、中学生・高校生を対象に作文を募集しました。本年度もたくさんの応募がありました。

「税についての作文」および秩父税務署管内国税モニター会主催「税に関する中学生の標語」の入賞作品を、秩父税務署2階に掲示しています。ぜひご覧ください。

※「税に関する中学生の標語」の受賞作品の一部は、12月号11ページで紹介しています。

☎秩父税務署☎22-4433（自動音声案内「2」番）

税についての中学生・高校生の作文入賞者

受賞名	学校名	学年	題名	氏名
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	高篠中学校	3	期待にこたえるために	黒澤 心愛
埼玉県租税教育推進協議会会長賞	尾田蒔中学校	3	農家を救った税	内田 一璃
秩父税務署長賞	大田中学校	3	平和への願い	門平 萌花
埼玉県秩父県税事務所長賞	秩父第二中学校	3	私にできること	吉田 琴音
秩父郡市租税教育推進協議会長賞	大田中学校	3	もしも税金がなかったら	伊古田春陽
秩父税務署長賞	埼玉県立秩父農工科学高等学校	1	税金に感謝	田中 咲希
埼玉県租税教育推進協議会会長賞	埼玉県立秩父農工科学高等学校	1	暮らしに関わる消費税	滝沢 一華

安心して住める医療環境を守りましょう!

地域医療対策課
☎22-2279



秩父地域の医療

秩父は、医師や看護師などの医療スタッフが少ない地域です。そのような中、新型コロナウイルス感染症への対応により、医療スタッフの勤務環境は非常に厳しいものとなっています。

通常診療【なるべく平日昼間の時間帯に受診をお願いします】

現在、全ての医療機関が新型コロナウイルス感染症に対応した診療体制をとっています。発熱などの症状がある場合は必ず事前に医療機関に電話するなど、ルールを守って受診してください。平日昼間の時間帯(通常の診療時間)は、医療スタッフも多く、検査や処置、処方など、さまざまな症状の患者さんに対応できるように診療体制が整っていますので、なるべくその時間帯に受診しましょう!

救急医療【初期救急・2次救急の適切な受診をお願いします】

秩父地域で救急医療を行っている全ての医療機関は、通常診療を行いながら救急医療にも対応しています。限られた医療スタッフで対応するため、処置や検査等には限界があることをご理解ください。秩父地域の救急医療は、初期救急と2次救急の医療体制が整備されていますので、症状によって適切に判断し受診しましょう!

<初期救急とは> 外来のみで治療できる比較的軽症の患者さんに対応しています。平日夜間は「平日夜間小児初期救急」、休日は医師会の「休日診療所」「在宅当番医療機関」が行っています。

<2次救急とは> 急病や大けがなどで救急車を利用したり、入院治療が必要な患者さんに対応しています。3病院(秩父市立病院、秩父病院、皆野病院)が輪番制で受け持っています。

※夜間や休日の急病などで判断に迷った時は、**埼玉県救急電話相談(☎#7119)**へ。救急の詳細は24ページ。



秩父市HP



秩父郡市医師会HP

ご理解とご協力をお願いします

今後も安心して住める秩父地域の医療体制を維持していくために、皆さん一人ひとりのご理解とご協力、適切に受診する心掛けが必要です。皆さんで協力して秩父地域の医療を守りましょう!

償却資産(固定資産税)の申告はお早めに

令和5年1月1日現在、市内に事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、申告が必要です。

また、太陽光パネルを設置した方や、個人で事業(アパート経営や農業等含む)を行っている方も、償却資産の申告の必要があります。設備が償却資産に該当するか判断が困難な場合は、資産税課までお問い合わせください。

申告期限 1月31日(火)

申告場所 資産税課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

過疎地域における固定資産税の課税免除の対象に、新たに荒川地域が加わりました

「秩父市過疎地域持続的発展計画」で産業振興促進地域に指定された地域において、一定要件を満たす固定資産(土地、家屋および償却資産)について課税免除の適用を受けることができます。

対象者 青色申告書を提出する個人または法人

対象地域 吉田・大滝・荒川地域全域

対象業種

- ・ 製造業
- ・ 旅館業(下宿営業を除く)
- ・ 農林水産物等販売業
- ・ 情報サービス業等

主な要件

- ・ 家屋(事業用家屋)、償却資産(機械および装置)
- ・ 令和4年中に取得した直接事業の用に供するもので、取得価額が下表の要件を満たすもの
- ※ 資本金の額等が5,000万円を超える法人は、新設または増設に限る
- ・ 土地
- ・ 右記家屋の敷地部分(取得日から1年以内にかつ家屋が着工された場合に限る)

適用期間 新たに課税することとなる年度から3年度

申請期限 1月31日(火)

申請方法 固定資産課税免除申請書等を資産税課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課窓口まで提出してください。申請書については、資産税課からダウンロードできます。

対象業種	個人または資本金の額等が5,000万円以下の法人	資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人	資本金の額等が1億円超の法人
製造業	500万円以上	1,000万円以上 ※	2,000万円以上 ※
旅館業		500万円以上	500万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等			

固定資産税課 ☎25-6076

大雪に備えて

閩危機管理課 ☎ 22-2206

大雪災害が発生した場合には公助だけでなく、**自助・共助での取り組みが非常に重要**になります。家庭内や地域で大雪時の対応について話し合い、あらかじめ大雪に備えましょう。



市の取り組み

関係機関との連携強化

秩父地域振興センターや秩父県土整備事務所をはじめとした関係機関と連携し、効率の良い除雪を行います。国道については、積雪量によって通行止め等の措置を行い、集中的に除雪をする場合もあります。

除雪状況の情報発信

除雪の状況については、関係機関からの情報提供を受け、国道の除雪状況を中心に、安心・安全メールで配信します。

雪置き場の開設

太平洋セメント第1プラント跡地を雪置き場として指定します。開設する場合には、防災行政無線のほか、安心・安全メールや市HPでお知らせします。

小型除雪機の貸与

行政で全ての路線を除雪することは困難であり、地域の皆様のご協力が不可欠です。共助の取り組みとして市から小型除雪機の貸与を受けた町会では、歩道や通学路等の除雪を行います。作業の際、沿道にお住まいの方、土地をお持ちの方はご協力をお願いします。

多くの路線で除雪が行えることで、市民生活への影響が少なくなるとともに、凍結による転倒等の危険が少なくなります。



自助・共助の取り組み

備蓄をしましょう

積雪により外出できなくなる場合に備え、水（1人1日3リットル目安）、食糧、灯油等の備蓄を確認しましょう。乳幼児や高齢者などについては、特にご配慮ください。特別な非常食に限らず、普段から購入しているものを少し多く買い置きすることで十分です（最低3日分・推奨1週間分）。

除雪作業の注意点

作業中の転倒や屋根雪の落下に注意しましょう。

不要不急の外出は控えましょう

自動車などにより雪が踏み固められると除雪が遅れ、交通障害の原因となります。

地域で助け合いを

近所にひとり暮らしの高齢者や障がいのある方がいる場合は、協力して助け合いましょう。

町会で除雪体制を整備しています

迅速な除雪を行えるよう、事前に活用できる重機や運搬車両、雪置き場を把握していただいています。市でも一定の条件の下で行った除雪に対して報奨金を支給するなど、地域での除雪体制の整備をサポートしていきます。

防災・災害情報

防災行政無線のほか、その内容が悪天候時などで聞こえにくい場合でも、電話で確認できるカクニンくん（☎ 0800-800-5747 通話料無料）や、安心・安全メールで配信しています。ぜひご登録をお願いします。

QRコードを読み取るか、t-chichibu@sg-m.jpへ空メールを送信して登録してください。

※戸別受信機（防災ラジオ）の管理にご協力ください

電池の液漏れによる機械の故障防止のために、年1回程度の乾電池交換をお願いします。



除雪作業時のお願い

閩道路管理課 ☎ 26-6861

市では積雪時に、市が委託した業者が主要幹線道路を中心に市道の除雪を行います。除雪作業の際には、次の点についてご理解とご協力をお願いします。

- ・路上駐車はしないでください。
- ・除雪車にご注意ください。
- ・除雪作業により間口にたまった雪の除去にご協力をお願いします。

通学路など歩道の除雪については、地元のご協力をお願いします。

※市が除雪を行う路線は、市HP『秩父市道路除雪計画』をご確認ください。

